

な ばり し こ じょう れい じょう ぶん  
**名張市子ども条例 条文**

ぜんぶん  
**前文**

名張市民は、子どもの権利を大切に、子どもたちが夢と希望を持って、元気でたくましく成長し、明るく幸せに生活できるまちづくりをします。

だい 1 しょう ぞう かく  
**第1章 総則**

第1条 目的	子どもの権利を大切に社会全体で子どもの成長をささえます。
第2条 定義	この条例で使われる言葉の意味について説明します。
第3条 基本理念	子どもの権利を守り、子どもが安心して健康に育つまちづくりをします。
第4条 市の役割	市は子どもの環境を整え、あらゆる取り組みをします。
第5条 市民の役割	市民は子どもの生活や学習環境をよくするためのまちづくりをします。
第6条 事業者の役割	事業者は子どもを育てやすい職場づくりをします。
第7条 保護者の役割	保護者は責任を持って子どもを育てます。
第8条 関係施設の役割	施設は保護者や地域の人と協力して子どもが自主的に学び、活動できるようにします。
第9条 子どもの役割	子どもは、ほかの人の権利も大切にします。

だい 2 しょう こ 子どもの大切な権利とその保障

第10条 生きる権利	命が守られ、大切にされ、安心して生活することができます。
第11条 生まれる権利	みんなから大切にされ、自分の成長にあった勉強をすることができます。遊んだり、好きなことをしたり、ゆったり休むこともできます。
第12条 守られる権利	いろんな暴力やいじめなどから守られます。秘密は守られます。
第13条 参加する権利	自由に意見を言ったり、集まってグループを作ったり、いろんな活動に参加することができます。
第14条 権利侵害の禁止	すべての人は、子どもの権利をないがしろにしてはいけません。
第15条 権利侵害からの救済とその回復	名張市は子どもの権利が守られなかったときには、子どもを助けます。
第16条 権利の救済	市長がつくった「子どもの権利救済委員会」に相談することができます。

だい 3 しょう こ 子どもの権利の普及

第17条 子どもの権利の普及と啓発	名張市は、子どもの権利について市民にわかってもらえるような取り組みをします。
第18条 子どもの権利を考える週間	「名張市子どもの権利を考える週間(子ども権利週間)」にふさわしい事業をします。

だい 4 しょう こ 子どもの健全育成のための施策

第19条 基本方針	子どもをとりまく環境を整えます。
第20条 基本計画	名張市は子どもが健やかに育っていくために、子どもの意見を取り入れて、これから行う仕事の内容や予定を決めます。
第21条 市の推進体制	名張市は子どもが明るく元気に育つための取り組みを進めるための仕組みをつくりまします。
第22条 子ども会議	子どもの意見が言える場として、「子ども会議」を開きます。

だい 5 しょう こ 子どもの権利を守る人たち

第23条 子ども権利委員会	市長は子どもの権利を守ることを進めるために「子ども権利委員会」をつくっています。
---------------	--

だい 6 しょう その他

第24条 委任	この決まりのほか、必要なことからは、別の決まりをつくりまします。
---------	----------------------------------

な ばり し こ じょう れい  
**名張市子ども条例**

こ 子どもの笑顔がかがやくまちを  
 こ 子どもは名張のたからもの

このきまりは子どもが生まれながらに持っている権利をみんなで大切にしていけることや、子どもが元気に育っていけるように、子どもにとって一番良いことを考えて子どもにやさしいまち(名張市)づくりをすすめていくための大切な約束です。



な ばり し  
**名張市**

# 1. 子どもとは

名張市で育つ18歳までの子どものことをいいます。



名張市にすんでいる子どもだけが対象なの？

いいえ、名張市の学校に通っている子どもや、名張市で働いている子どもも含まれているよ。



# 2. 子どもの権利とはどんなものでしょうか

## 1. 生きる権利

病気やけがなどをした時は適切な治療が受けられます。困ったことがあるときは相談できます。



学校でいじめられている子がいるんだ。どうしたらいい？

「子ども相談室」に相談すればいいよ。しっかり話を聞いて一緒に考えてくれるよ。秘密も守ってくれるよ。



## 2. 育まれる権利

自分の気持ちや考えを聞いてもらえます。個性が大切にされ、自分のことは自分で決めることができます。遊んだり勉強したり、運動したりいろんなことにチャレンジできます。



僕の夢はサッカー選手。でもお父さんとお母さんはサッカーばかりしないで勉強しなさいって言うだけ。僕の気持ちはきいてくれないよ。

大人は子どもの気持ちをちゃんと受け止めないといけないんだって。子どもにとって一番いいことを子どもと一緒に話しあって決めなければならぬよ。



## 3. 守られる権利

どんないじめや差別も受けません。虐待や体罰などの暴力を受けません。たばこや薬物などの有害な環境から守られます。子どものプライバシーは守られます。



お母さんが私にきた手紙を勝手に読んでしまったんだ。

子どもにも人に知られたくないこと(プライバシー)があるよね。理由もなく、勝手に手紙を見てはいけないよね。



## 4. 参加する権利

自由に自分の意見を言うことができます。いろんな人とふれあい、たくさんの体験ができます。安心してすごせる居場所が確保されます。



通学路で危ない所があって、友だちが転んでけがをしてしまったんだ。なんとかならないかなあ。

名張市では子どもの意見をまちづくりに生かして、子どもを大切にすまちは作ろうとしているよ。ばりっ子会議で話し合ったらどうかな？



ばりっ子会議では子どもが中心になって会議をしているよ。子どもなら、だれでも参加できるよ。

ばりっ子会議連絡先  
名張市子ども家庭室  
☎63-7594

# 3. 子どもの権利を守るために

## 子ども相談室

困ったことや辛いことなど、誰かに相談したくてもどこに相談すればよいかわからないときは、子ども相談室を利用してください。じっくり話を聴いて、一緒に解決方法を見つけていきましょう。

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ☎(0595)63-3118  
ばりっ子ホットライン(通話料無料・子ども専用) ☎0800-200-3218

## 子どもの権利救済委員会について

相談は子ども相談員がお話を聴いて対応します。さらに、子どもの権利救済委員会が、専門的に調査・支援することもできます。